

新市建設計画

目次

I	序論	1
1	合併の必要性	2
2	計画策定の方針	5
II	新市の概況	6
1	位置と地勢	7
2	気候	7
3	面積	7
4	人口	7
5	世帯	8
III	主要指標の見通し	10
1	人口	11
2	世帯	12
IV	新市建設の基本方針	14
1	新市の基本理念	15
2	新市の将来像	16
3	新市の基本目標	18
4	行財政システムの再構築	21
5	土地利用の方針	23
V	新市の施策	25
1	美しく快適な南庄内らしい基盤整備	26
2	教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり	30
3	誇れる文化の継承・発展と交流の拡大	32
4	地域資源を高度に生かした新しい産業の創出	34
5	お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築	39
6	安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり	40
7	安全な地域づくりと資源循環型社会の実現	43
8	学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり	45
VI	新市における県事業の推進	47
VII	公共施設の適正配置と整備	49
VIII	財政計画	51

I 序論

1 合併の必要性

新市となる庄内南部地区は、古くから日本の穀倉地帯として有名で、~~美田を~~
~~もって知られ、東方・南方には~~出羽三山、朝日連峰、摩耶山系などの重畳する
~~美しい山岳やを擁し、西方には遥か広大な日本海を望む自然豊かな日本海など~~
~~をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた地域です。~~

この地域は、かつて出羽国と呼ばれ、その長い歴史の中で、深みのある独特
の文化を育んできました。特に近世には、この地域の発展の基礎が築かれると
ともに、城下町と奥深い自然に培われた風格ある文化の基層が~~かたちづく~~ら形
成されました。

明治の市町村制施行後は、急激な近代化や二度の世界大戦など~~数々幾多の移~~
~~り変わり変遷~~を経て、近接し合う庄内南部地区の七つの市町村（鶴岡市、藤島
町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町）は、それぞれの~~特色持ち味~~
を生かしながら、共に地域の振興・発展を担ってきました。

近年では、交通網や情報通信網の発達により、通勤や通学、買物や医療など
の日常生活圏は市町村の枠組みを越えて拡大し、住民生活や地域経済における 7
市町村の関係はこれまで以上に密接になり、互いに~~協力関係依存の度合い~~を強
めています。

平成 14 年 10 月、庄内南部地区の 7 市町村は、さらに新たな歴史を共に創造
していくため、市町村合併に関する法定協議会である「庄内南部地区合併協議
会」を設立し、以降~~爾後~~合併に関する様々な協議を重ね、新市~~建設計画将来構~~
~~想~~を策定しました。

（1）社会経済情勢の構造的な変化への対応

~~先の大戦後、奇跡的な復興を遂げた我が国の~~経済は、長年に渡り右肩上がり
の~~経済~~成長を続けてきました。しかし、現在、生産拠点の海外移転が進み国内
産業の空洞化が~~著しい~~顕著とな~~っている~~ほか、経済のソフト化や厳しい財政事
情を反映し建設事業が大幅に減少しているため、地域の雇用情勢はかつてない
ほど深刻な状況となっています。また、~~グローバル化の進展により、モノ・~~
~~カネ・ヒトのボーダレス化が進み、あらゆる分野で世界的な競争が激しく熾烈~~
~~になっている~~うえ、国内経済は長引く~~デフレ~~や不況から未だ抜け出せずにいま

す。さらには、~~目まぐるしく繰り返される~~技術革新の進展や価値観の変化~~価値の転換~~、環境問題・資源エネルギー問題の顕在化など、わたしたちの生活を取り巻く環境は、これまでになく激しく変化しています。

このような社会経済情勢の変化は構造的なもので、決して一過性のもではありません。今後さらに先行きが困難になることも予想され、抜本的な対応を行うことが求められています。このようなことから、庄内南部地区の 7 市町村は、合併により、それぞれの地域の特性を生かしながら構造的な変化への対応を真剣に行っていく必要があります。

（２）人口減少と少子高齢化への対応

庄内南部地区の 7 市町村の将来人口推計によれば、庄内南部地区の人口は今後急速に減少することが見込まれ、平成 42 年の人口は現在のほぼ 8 割になることが予想されています。一方、年齢別に見ると、14 歳以下の年少人口の割合は現在が約 15%であるのに対し平成 42 年には約 12%、65 歳以上の老年人口の割合は現在が約 24%であるのに対し平成 42 年には約 34%と、少子高齢化が一層進行することが予想されています。

このようなことから、今後、庄内南部地区では、消防や防災などの地域自治組織の脆弱化、農林漁業や地場産業における生産活動の停滞、コミュニティ活動の衰退~~における多様な住民活動への影響~~など、地域の諸活動への影響が懸念されているほか、~~高齢単身世帯や高齢夫婦世帯といった~~高齢者世帯の生活保持や、~~労働力人口の減少に伴う~~地域全体の総生産・総所得の減少、~~社会資本の低利用・不活用~~など、地域全体の活力の低下が危惧されています。

庄内南部地区の 7 市町村は、これらの課題に対応し、活力ある地域社会を創造していくため、合併により、地域全体で広域的な連携と役割分担を積極的に進め、総合的な活力の維持と魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

（３）財政状況の悪化と行財政システムの再編

現在、国・地方を通じて危機的な財政状況が続いており、庄内南部地区においても、税収の落込みなどによる大幅な財源不足と公債費をはじめとする~~一~~扶助費等の義務的経費の増大による財政の硬直化が急速に進行しています。今後、

大幅な人口減少や少子高齢化の進行により、年金や介護保険、医療保険といった社会保障関連の支出の増加や高度化・多様化する行政需要に対する財政支出の増加が見込まれるほか、地方税や地方交付税などの歳入が減少することが予想されることから、財政事情がさらに厳しさを増す逼迫することが懸念されています。

一方、社会構造の変化に伴い一層高度化・多様化・複雑化する住民ニーズと日常生活圏の拡大に伴う住民行動の広域化に適切に対処していくため、効率的かつ効果的な行政執行体制の構築が求められています。

このようなことから、庄内南部地区の 7 市町村は、行財政改革を一層進め、将来にわたって健全な行財政運営を図っていくため、合併により、効率的な事務執行と無駄のない効果的な投資を行うための財政基盤の強化と行財政システムの再編に取り組む必要があります。

（４）地方分権の受け皿づくりと公的サービスの高度化

地方分権時代の本格的到来を迎え、住民に最も身近な市町村主体の地方行政を行うとともに、総合的な行政サービスを安定的に供給し続けるため、市町村における自治能力の向上が求められています。~~地方分権時代は、地方が主体となるだけにこれまでよりさらに地域間競争が激化するほか、住民に身近な分野で常に新しい課題が続出することが予想されます。~~

~~一方、国際化の進展や情報技術の発達、人口構造やライフスタイルの変化などを背景とした住民ニーズの高度化に適切に対応していくため、公的サービスの高度化を図っていくことが求められています。また、現代は変化の激しい著しい時代であるため、住民ニーズは今後さらに一層高度化することが予想されます。~~

このようなことから、住民の期待に応え得る、しっかりとしたサービス体制の構築と高度な公的サービスの提供のために向けて、専門的人材の育成・確保や先端的課題に関する調査研究の促進、あらゆる分野における多様なノウハウの蓄積などが急務となっています。庄内南部地区の 7 市町村は、~~地域の自立的な発展を可能とする~~地方分権の推進と公的サービスの高度化に向けて資するた~~め~~、合併により、規模の拡大を図り、持てる能力のを結集しと向上を進め、公的サービスの責任ある担い手としての使命を果たす必要があります。

２ 計画策定の方針

（１）計画の趣旨

この計画は、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町の合併後の、新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、これら 7 市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、合併後においては、この計画を踏まえながら、新市の社会・経済全般にわたる構造的な実態調査などに基づき、新市の総合計画（基本構想・基本計画）を策定します。

（２）計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

（３）計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 カ年とします。

II

新市の概況

1 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置しています。

新市の北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流しています。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約 42km にわたって磯浜が形成されています。

2 気候

新市は、暖流である日本海の対馬海流の影響を受け、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

なお、過去 20 年間（1983~2002）の気候指標の平均は次のとおりとなっています。年平均気温 12.4℃、最高気温 35℃、最低気温－6.8℃、年降水量 2,074.5 mm、年間日照 1,419.6 時間。

【資料：気象庁酒田測候所】

3 面積

新市は、東西約 43km、南北約 58km におよび、総面積は 1,344.7km² となります。

土地の利用状況（平成 13 年利用区分別面積）をみると、森林が 958.72 km² で約 71%、農用地が 212.15 km² で約 16%、宅地が 36.85 km² で約 3%となっています。

【資料：平成 13 年山形県統計年鑑】

4 人口

新市の人口は、昭和 40 年より減少基調にあり、昭和 50 年から昭和 55 年にかけて増加したものの、再び減少し、平成 12 年の国勢調査、155,425 人となっています。

年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は平成 2 年の 18.6%が、平成 12 年には

15.2%に減少し、老年人口の構成比率は平成 2 年の 17.1%が、平成 12 年には 23.9%と増加しています。また、就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者はほぼ横ばい、第三次産業就業者が増加しているという傾向にあります。

【資料：国勢調査】

5 世帯

新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和 40 年の 36,475 世帯が平成 12 年には 46,370 世帯となり、対昭和 40 年比で約 3 割近く増加しています。

【資料：国勢調査】

表 1 人口と世帯の推移

(単位：人、世帯)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	168,933	162,037	158,731	161,809	161,147	159,103	157,697	155,425
総世帯数	36,475	37,816	39,351	41,199	41,733	42,765	44,653	46,370
1世帯当りの人員	4.63	4.28	4.03	3.93	3.86	3.72	3.53	3.35

表 2 年齢階層別人口

(単位：人／％)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	168,933	162,037	158,731	161,809	161,147	159,103	157,697	155,425
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年少人口 0~14 歳	47,784	38,893	34,995	33,911	32,570	29,555	26,460	23,622
	28.29	24.00	22.05	20.96	20.21	18.58	16.78	15.20
生産年齢人口 15~64 歳	109,190	108,870	106,780	107,684	105,522	102,272	98,758	94,670
	64.64	67.19	67.27	66.55	65.48	64.28	62.63	60.91
老年人口 65 歳以上	11,959	14,274	16,911	20,214	23,054	27,268	32,475	37,064
	7.08	8.81	10.65	12.49	14.31	17.14	20.59	23.85
年齢不詳	0	0	45	0	1	8	4	69
	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.04

表 3 産業（大分類別）15 歳以上就業者人口

(単位：人／％)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
就業者合計	81,114	83,143	78,940	82,052	81,695	82,197	82,019	79,143
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第一次産業	34,625	30,440	22,528	18,552	16,430	12,930	10,296	8,563
	42.69	36.61	28.54	22.61	20.11	15.73	12.55	10.82
第二次産業	15,600	18,043	20,945	24,423	26,310	29,518	29,746	28,297
	19.23	21.70	26.53	29.77	32.21	35.91	36.27	35.75
第三次産業	30,831	34,603	35,466	39,057	38,902	39,724	41,963	42,245
	38.01	41.62	44.93	47.60	47.62	48.33	51.16	53.38
分類不能	58	57	1	20	53	25	14	38
	0.07	0.07	0.00	0.02	0.06	0.03	0.02	0.05

III

主要指標の 見通し

1 人 口

(1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所では、庄内南部地区7市町村における人口は、平成12年の155,425人（国勢調査）から、平成27年には141,228人に減少すると推計しております。

こうした中、新市では、新しい産業振興施策等を積極的に展開し、第二次産業で約1,600人、第三次産業で約1,600人、合わせて約3,200人の新規雇用を創出し、これら新規就業者の家族等を含めて約4,800人の社会増を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。

平成27年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした社会増を加え、146,000人と見通します。

(2) 年齢別人口

新市における年齢別人口は、平成27年には、以下のようにになると予測されます。

年少人口については、新規産業の育成効果を得るものの、少子化の基調が続き18,700人に減少し、構成比も12.8%に低下するものと見込まれます。

生産年齢人口については、新規雇用の創出による社会増に努めるものの、85,400人に減少し、構成比は58.5%となります。

老年人口は、総人口の減少傾向の中で、逆に41,900人と増加します。構成比も28.7%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するものと見通されます。

(3) 就業人口

就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、平成27年には、75,500人に減少すると見込まれます。

この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ5,400人、7.2%となるものと見込まれます。また、第二次産業においては25,800人と就業者数が減少するとともに、構成比も34.2%に低下するものと推計されます。更に、第三次産業については、就業者数は44,300人に増加し、構成比も大幅に伸び、58.6%になるものと見通されます。

2 世帯

世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成 27 年の普通世帯は 50,900 世帯に増加するものと見込まれます。なお、1 世帯当たり人員は 2.81 人と推計されます。

表1 将来の人口、世帯数などの見通し

(単位：人、世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成27年
総人口	157,697	155,425	146,000
年齢別人口			
年少人口 0～14歳	26,460 (16.8%)	23,622 (15.2%)	18,700 (12.8%)
生産年齢人口 15～64歳	98,758 (62.6%)	94,670 (60.9%)	85,400 (58.5%)
老年人口 65歳以上	32,475 (20.6%)	37,064 (23.9%)	41,900 (28.7%)
就業人口	82,019	79,143	75,500
第一次産業	10,296 (12.6%)	8,563 (10.8%)	5,400 (7.2%)
第二次産業	29,746 (36.3%)	28,297 (35.8%)	25,800 (34.2%)
第三次産業	41,963 (51.1%)	42,245 (53.4%)	44,300 (58.6%)
普通世帯数	43,839	45,638	50,900
1世帯当たり人員	3.53	3.34	2.81

※注1 平成27年における総人口は、平成15年12月発表の国立社会保障・人口問題研究所推計値141,228人に、新市における政策的社会増約4,800人を加えて推計した。

※注2 平成7年及び12年の数値は全て国勢調査の確定値による。

※注3 平成7年及び12年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。

※注4 平成27年の年齢別人口は国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、これ以外については年齢別人口比率等に基づき按分して推計した。

※注5 平成7年及び12年の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。

※注6 平成27年の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。

※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成27年の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。

IV

新市建設の 基本方針

1 新市の基本理念

庄内南部地区を構成する7つの市町村は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは全国でも有数の稲作地帯を培ってきた農山漁村として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、地域の暮らしを豊かに導きつつ、今日まで発展してきました。

そして、新時代を迎えた今、7市町村では、それぞれの地域の歴史、文化、自然などの特性を生かした施策の展開を通じて、更なる飛躍を期そうとしており、こうした取り組みは、地域の経済成長の低下、少子高齢化など、庄内南部地区を巡る目下の重要な課題にも、真摯に応えようとしているものです。また、その実現については、地域住民の高い期待が寄せられております。

~~このためそれ故~~、まず、新市においては、こうした各市町村の取り組みを継承し、新しい枠組の中で新市の施策として再編しつつ、一層強力に推進していくこととし、新市建設の基本理念は、それぞれに新時代に対応しようとする7市町村の主要な施策を踏まえながら、新市として明るい展望を描いていくことを念頭に、

（仮）出羽庄内に多様性が生き
新しい時代のいのち輝く
希望のまち

と定めます。

これは、新市建設にあたって、7つの市町村がそれぞれの地域特性を一斉に~~しかも齊しく~~高度に発揮しながら、新しい時代に相応しいまちづくりを進めるために、新市市民とともに明るく元気に希望をもって取り組もうとする姿勢を表現したものです。

新市の将来像や基本目標を達成するために、常にこの基本理念をこころがけ、基本的人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる魅力あふれる地域を築いていきたいと考えます。

2 新市の将来像

新市の基本理念を、これからの時代の要請に応えながら具体化具現化していくために、以下に掲げる将来像を新市全体で共有したいと考えます。新市の建設を取り巻く状況には、社会経済の構造的変化や人口減少など、大変厳しいものがありますが、市民とともに、自助と自立の精神に基づく地方分権や行財政改革を果敢に行い、将来像の実現に向け勇気をもって鋭意取り組みます。

(1) 学習社会先進都市の形成

ここにしかない価値を再創造しながら、これからの時代に求められる発展の基礎を築くため、市民生活の様々な局面で役立つを貫く新しい地域づくりの総合的な方法として、市民の学びを振興します。教育を尊ぶ庄内南部地区の伝統を未来に向かって新たに生かし、娯楽やスポーツなど、身近で取り組みやすいものから、歴史や哲学など、人類の叡智や世界の真理を求めるようなものまで、あらゆる分野の中から趣味、健康、文化、職業、文明観などあらゆる分野で自ら学ぶべき事柄を発見し、追究する学習社会先進都市の形成を目指します。

(2) 文化と自然の創造交流都市の形成

変転の著しい時代の中で、新市の素晴らしい歴史や文学の資料を次代に伝えるための研究基盤を整備するとともに、伝統芸能、生活文化の伝承、芸術文化活動の振興に努め、地域の価値を再発見しながら国内外に発信します。また、中山間地域や海を主なフィールドに、貴重な森などの環境を保全しつつ、文化や動物との共生に焦点をあてた森林交流プログラムの開発、農山漁村地域の自然をテーマにした遊びと学びの場の整備を行い、それぞれ地域住民と協働して、新しく自然資源を活用するなど、文化と自然の創造交流都市の形成を目指します。

(3) 先端研究産業都市の形成

新時代における地域の自立を導くために、これまで以上に地元商工業の高度化と企業の誘致に努め、若年層の定住化を図るとともに、先端的な教育と研究開発を促進し、バイオ分野を中心にした産学公民の連携による北部サイエンス

パーク構想^注の推進など、新市内の高等教育機関の集積を戦略的に生かす先端研究産業都市の形成を目指します。

（４）豊かな食の農林水産都市の形成

庄内南部地区は我が国を代表する食料生産基地であり、今後とも、日本国民の食生活に貢献していくため、一層、海、山、平野の恵まれた地域の特性を生かし、消費者に信頼される安全で美味しい食べ物づくりを推進するとともに、これまでの歴史の中で培われてきた風格ある農山漁村を維持、発展させるため、平野部、中山間部、海岸部における総合的な地域づくりを進め、それぞれの多面的な機能を高度に発揮させながら、豊かな食の農林水産都市の形成を目指します

（５）健康づくり先進都市の形成

市民の健康の一層の増進を図るため、地域、医療、福祉とのネットワーク化を進めます。

また、科学的な保健指導システムのもとで、健康づくりサポーター~~制度~~の創設育成、スポーツ団体や地域自治組織との連携に努め、健康づくりへの市民の主体的な参加を促進するとともに、保健と福祉を総合する拠点施設を整備し、健康づくり先進都市の形成を目指します。

（６）日本海国土軸交流拠点都市の形成

日本海沿岸東北自動車道と羽越新幹線の整備を促進し、出羽三山や温泉などの地域資源を生かしながら、南庄内ならではの観光の振興をはじめ、多様な交流の拡大を図り、庄内地域はもとより、日本海沿岸地域において重要な役割を果たす日本海国土軸交流拠点都市の形成を目指します。

※注 北部サイエンスパーク構想とは、鶴岡市街地の北部に研究開発型の企業・試験研究機関・業務機能等の集積を図る構想で、庄内地方拠点都市地域計画にも位置づけられている。

3 新市の基本目標

(1) 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

庄内南部地区に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、新市の美しい自然や景観が一層生きてくる土地利用を図りながら、道路、上下水道、公園など、市民の快適な生活を支える社会資本の整備を推進します。また、高速交通基盤、情報通信基盤についても、地域内外における格差の是正に努めます。

(2) 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

致道館教育など7市町村が培ってきた学びの伝統を、新市まちづくりの中心課題として発展的に継承し、次代を担う人材の育成と今後の知識社会への対応を図ります。

このため、学校教育の環境を整備し、地域との連携を強めながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。また、山形大学農学部、東北公益文科大学・大学院、慶應義塾大学先端生命科学研究所、鶴岡工業高等専門学校での研究活動を支援します。

(3) 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

新市の貴重で多様な文化や自然を、地域特性として一層価値あるものに高めて継承し、これらを創造的に活用して、特に若い世代の交流拡大を図ります。

このため、市民の地域に根ざした文化的活動を一層助長するとともに、地域の価値ある資源の発掘保全と調査研究を促進しながら、その成果を発信し、新市全体をキャンパスに楽しい学びの交流を行い、若者が夢と誇りを持てる地域づくりを進めます。加えて、地域の国際化を一層促進しながら、国際的にも存在感のあるまちづくりを推進します

(4) 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

新市内の高度な知的基盤を核に最先端の研究開発型企業の誘致・育成を推進するほか、地域の自然、文化などを高度に生かした産業の創出に努めます。

このため、農林水産業では地域の伝統や文化を包含した南庄内らしい新しいビジョンのもと、新市の基幹産業としての発展方策を展開します。工業、商業、観光においても、文化性の高い製品、サービスを重視し、地産地消はじめ産業間の連携を促進しながら、企業活動の高度化に対応した環境整備に努めます。また、市民生活の新たな担い手としてコミュニティビジネス^注の育成を図ります。

（５）お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

少子高齢化と人口減少が進み地域社会の存続が危惧されている現状を踏まえながら、なお生き生きとした生活を築いていくために、新しい時代に対応した地域コミュニティづくりを進めます。

このため、地域の成り立ちを十分に尊重して、活動基盤整備を行うとともに、それぞれの地域の実情に応じ、地域の住民の生活を地域の住民が支える、新しいシステムづくりや活動の担い手の育成を推進します。

（６）安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

市民一人一人が安心して新市で一生を送れるように、ゆるぎない目標を掲げ、着実に実践します。

このため、健康と福祉、子育てについての総合的な機能を併せ持つ拠点施設を建設する他、高齢者、障害者、保育のための所要の施設を整備します。一方、行政の専門性を高めつつ、各種福祉サービスの提供システムを、地域の住民の福祉を地域の住民の手で支えようよう、再構築します。

また、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

（７）安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

市民の掛け替えのない生命、財産を災害から守り、恵まれた自然環境の中での生活を維持していくために、行政と市民が協働し、最善の努力を尽くします。このため、新市の総合的な防災計画の策定、防災の情報システム整備、消防救急体制の拡充を図るとともに、自主防災組織との連携強化を促進します。一方、

地域の大切な子どもや高齢者を犯罪から守り、明るく健全な社会を維持していくため、地域ぐるみでの防犯体制を一層強化します。

また、新市における環境基本計画を策定し、自然との共生に努める他、リサイクルシステムの確立などを通じて、資源循環型社会の実現を目指します。一方、市民参加による環境保全活動を促進するため、環境学習の機会を拡充します。

（８）学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

市民一人一人が楽しく明るい生活を送ることのできる生きがいある地域社会の実現に向けて、学習とスポーツ・レクリエーションの振興が求められています。

このため、新しい時代に即した学習施設の建設や運動施設の更新など、所要の基盤整備を行うとともに、一層多くの市民が学習・スポーツ活動に参加できるよう、多様で体系的な学習機会の開設と総合型地域スポーツクラブの創設を図ります。

※注 ~~コミュニティビジネスとは、住民が主体となって地域の課題を解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化するビジネスである。~~

コミュニティビジネスとは、地域の課題（介護、福祉、教育、清掃など）解決や活性化に向けて、地域住民が小規模な事業として取り組み、解決していくこと。

4 行財政システムの再構築

基本目標の達成のため、市民各位と協働し、行財政システムの再構築を断行するとともに、今後、急速な進展が見込まれる地方分権について、新市でのしっかりした受け皿づくりを進めます。

(1) 行財政改革の推進

新市の行政執行システムは、市民が利用しやすく、かつ、多岐にわたる各般の行政課題に迅速、的確に対応できる組織とし、既存庁舎の有効活用を進めながら再編するほか、その内容においては、市民ニーズの高度化や地方分権化に対応し、職員の専門性を高めるなど、行政サービスの質的向上を図ります。

また、行政組織の効率化による経費節減が強く求められていることから、職員定員適正化計画を策定しつつ、事務改善に努め、民間活力の導入が望ましい業務について外部委託し、行政コストの計画的な削減を進めます。

本所・支所の関係については、地域住民に密着した行政サービス提供を図ることを基本にしながら、それぞれの地域の特性が一層生かせるような役割分担を念頭に、適切な方式を導入します。

このため、本所は、市域全体の管理部門、施策の立案・総合調整機能を担う部門、議会、行政委員会の基幹部門、各分野の統括的業務を所管し、支所は、直接市民サービスを行う窓口の部門、財産管理・出納などの基本的業務部門、まちづくりや地域づくりに取り組む部門、地域の重点施策を担う部門などを所管するものとします。合併後の各段階での本所、支所それぞれの市民ニーズへの対応の状況に合わせて、機能や権限を見直すなどの配慮を加えながら、効率的な執行体制を構築します。

一方、財政運営については、合併を機に、新しい時代の行政サービスのあり方、行政が担うべき役割、受益と負担のあり方などを根本から見直しを行い、民間委託の推進や PFI^{注1}の導入を図るほか、個々の事業の効果や施策の成果を客観的かつ公正に評価するなど、健全な財政基盤づくりを進めます。

(2) 市民との協働

行政区域の拡大、再編に対応し、個々の地域の市民の意見をくみ上げながら

市政展開を図る必要があることから、広報広聴機能の充実と市民の意向を適切に行政に反映させる仕組みづくりを進めます。特に、今後の地域づくりの方策については、各地域住民の意向が施策に結実されるよう、課題の整理や意見の集約を行う協議の場を設定します。

また、多様化、高度化している市民ニーズに応えるためには、サービス供給主体としての民間の役割が高まるものと思われることから、民間と行政の協働を促進する環境づくりに努め、NPO 法人^{注2}やボランティア団体などの育成、支援を強化します。

地方分権時代は「市民が主役、地域が主体」との認識の下、行政と市民との関係の再構築を目指し、市民の自立した自治活動が実践されるよう環境づくりを行うとともに、自己決定・自己責任の気運の醸成に努めます。

(3) 新しい施策の構築と推進

この度の合併は、社会経済の根本的で後戻りできない構造的な変化の中で行われます。この構造的な変化は、地域の存立基盤に関わる様々な困難を招く場合もあるものと予想されますが、新市は、こうした困難に、合併のメリットを最大限に発揮して立ち向かいます。

幸い、庄内南部地区には多様で特色ある地域資源があります。どのような構造的変化なのか、常に実態を調査し、研究を深めつつ、こうした恵まれた資源を積極的に活用して、新市としての明るく希望の持てる施策を構築しながら、市民とともに強力に推進したいと考えます。

※注1 PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

※注2 NPO 法人とは、企業のように営利の追求や配分を目的とせず、ボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会的・公益的サービスを供給する団体で、法人格が与えられている。

5 土地利用の方針

新市の行政区域は、東西約 43 km、南北約 58 kmにおよび、総面積は 1,344.7 km²です。平成 13 年の利用区分別土地利用の現況は、農用地が 212.15 km²で約 16%、森林が 958.72 km²で約 71%、宅地が 36.85 km²で約 3%、その他が 136.98 km²で約 10%となっています。

新市の市土は、市民のための限られた資源であるとともに、生活や産業など諸活動の共通の基盤です。このため、新市の土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、新市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と新市の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要があります。

新市の地域類型別の土地利用の基本方向は、次の通りとします。

市街地については、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既成市街地の土地の有効活用に留意し、コンパクトな市街地の形成に努めます。

市街地の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市づくりを進めます。

また、緑地や水辺空間の確保、地域の成り立ちや特性を踏まえた都市基盤や街並みの整備等により、身近な自然と良好な景観の保全・創出を図るとともに、快適な生活環境の整備を図ります。

農山漁村については、地域ごとの特性と農地や森林、沿岸域の持つ多面的役割を踏まえ、生産活動の振興と市土資源の適切な維持管理を図るとともに、これと調和した快適な生活環境の整備に努めます。

農山漁村の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い地域づくりを進めます。

また、農山漁村景観の保全・創造を図りつつ、都市との交流を促進するとともに、多様なニーズに対応した農林漁業の展開、地場産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等総合的に就業機会を確保しながら、健

全で活力ある地域社会の構築を進めます。

高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、優れた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、併せて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

V

新市の施策

1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

(1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

新市では、庄内南部地区に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、生産活動と自然環境が調和した快適で美しい活力のある農山漁村の創造に向け、特色ある良好な景観にも配慮した土地利用を推進します。

農山漁村においては、これまでの特色ある振興策を継承発展させながら、平野部・中山間部・沿岸部等の多様な地域の実情を踏まえ、振興山村の指定など地域指定制度などを活用し、生活・生産・遊びのフィールドとして先人が守り育んできた自然を保全ながら整備を進めます。

新市の中心市街地は、国の官公庁施設など分散した都市機能を再集積するとともに、文化的な諸機能の導入や新たな居住機能の誘導などにより、求心力と活力を高めます。

駅前地区は、交通結節点としての立地特性を生かし、公共施設の配置も含め、米倉庫群などの地域資源や地域特性、知的活力を生かした新時代にふさわしい地区として整備を進めます。

<主な事業>

○新市土地利用の計画策定

- ・国土利用計画の策定
- ・都市計画マスタープランの策定
- ・農業振興地域整備計画の策定 など

○景観形成の推進

- ・景観条例の制定

○地域振興計画の推進

- ・山村振興計画
- ・過疎地域自立促進計画

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画
- ・ 沿岸域の総合利活用の推進 など
- 庄内地方拠点都市地域基本計画の推進
- 中心市街地の活性化
- 駅前周辺地区の整備 等

(2) 交通ネットワークの整備

産業や文化など国内外と様々なレベルで交流を活発化し、地域の振興発展を支える重要な社会資本として、空港、高速道路、新幹線など高速交通基盤の整備充実に努めます。併せて、日本海国土軸の形成に向け、新潟・秋田との地域間連携を一層推進します。

地域の特性やニーズに対応した都市機能充実を図るため都市計画街路整備促進をはじめとした国・県・市道などの整備を着実に推進し、また国道間の連絡を密にすることなどにより高速交通へのアクセスの充実など域内外の円滑な交通ネットワークを形成します。

また、路線バス事業者の事業展開を基調としつつ、需要の拡大や代替手段の確保なども考慮しながら市民の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障害者などの生活交通を確保し、一体的な生活圏の形成に努めます。

<主な事業>

- 庄内空港の運航拡充及び施設の整備促進
- 日本海沿岸東北自動車道及び東北横断自動車道酒田線の整備促進
- 羽越本線の高速化の促進
- 国道・県道の整備促進
- 都市計画街路の整備
- 市道の整備
 - ・ 道路改良、舗装新設、橋梁整備等
- 路線バスの維持など生活交通の確保 等

（３）生活環境基盤の整備

都市的・自然的な環境や土地利用の動向を踏まえて緑の基本計画~~総合的な公園緑地計画~~を策定し、公園緑地の整備や自然系緑地の保全・活用に努めます。

河川改修や砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設などの整備を進め、災害のない安全な市民生活を確保します。

住宅については、民間の活力やノウハウを最大限に活用することを基本に、既存公営住宅のストックの維持・改良に努め、多様なニーズに対応した供給の促進に努めます。また、将来の宅地需要の見通しや地域の特性を踏まえ、環境の整った良好な住宅地の供給や利用の促進、開発行為の誘導を図ります。

生活排水処理のため、下水道未整備地区については、地区の実情に則して、公共下水道、集落排水、合併浄化槽など最も効率的な事業手法により整備を促進します。

広域水道からの円滑な受水と独自水源による水道用水の確保を図るとともに、老朽施設等の年次的な整備により、安全で良質な水を安定的に供給します。

農山漁村の生活環境を向上するため、集落内の道路や広場、生活排水処理などの生活基盤の整備に努めます。

雪国の快適な環境を創出するため、克雪・利雪・親雪に努めます。

<主な事業>

○緑の基本計画の策定

○公園緑地の整備

・総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、特殊公園等

○治山、治水事業の促進

○住宅マスタープラン等の策定

○良好な住宅地・公営住宅の整備

・土地区画整理事業

・公営住宅整備事業

○克雪対策事業の推進

○下水道構想エリアマップの策定

○公共下水道事業

- 水道事業計画の策定
- 水道施設の整備
- 農山漁村の生活環境の整備
 - ・集落排水事業、合併処理浄化槽事業
 - ・農村（振興）総合整備事業

等

（４）情報基盤の整備

情報通信技術の革新により、民間事業者による高度な情報通信サービスの提供において、市街地や平野部と山間部との地域間格差が拡大しています。新市域ではこのような情報通信の格差を是正し、誰でもどこでも可能な限り情報通信技術の恩恵を享受できるよう、関係機関と連携し携帯電話不感地域の解消や高速大容量インターネットの普及等に向けた情報通信基盤の整備と情報ネットワークの構築を推進します。

また、既存のケーブルテレビについては、地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し、設備等の拡充整備を行います。

市民や企業等の情報通信技術利用の普及と高度化をはかり、情報交流を促進し、市民活動や産業活動等の活性化を支援し、日本海国土軸の情報交流拠点を整備します。

＜主な事業＞

- 新市情報化計画の策定
 - 地域情報化の推進
 - 移動体通信不感地帯の解消
 - テレビ難視聴対策の推進
 - ケーブルテレビ施設の拡充整備
- 等

（２）高等教育・研究機能の拡充

地域の知識や技術を高め、自らの内発的發展を支える知的社会資本を充実するため、山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校^{（一）}の教育研究環境の強化に協力するとともに、慶應義塾大学先端生命科学研究so^{（一）}への支援及び東北公益文科大学・大学院の整備を推進支援し、これら高等教育研究機関を新世紀における地域振興の中核的拠点として戦略的に活用します。

この中で、バイオ分野を中心とした産業の創出や高度化に資するため、起業化支援施設整備を中心とした北部サイエンスパーク構想を推進し、高等教育研究機関を核とする産学官公民の連携・協働を促進します。

さらには、構造改革特別区域制度^{注1}を活用し、先端的なバイオの研究拠点、産学官連携によるバイオ産業の振興、市民の学習交流の推進をそれぞれ図り、バイオキャンパス特区構想^{注2}を推進します。

※注1 構造改革特別区域制度とは、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を發展させることを目的とした国の制度。各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定する。

※注2 バイオキャンパス特区構想とは、構造改革特別区域制度に基づき、バイオに関する研究・産業・学習交流の三つを柱に、地域の活性化を図ろうとする構想。外国人研究者の滞留期間延長による先端的バイオ研究拠点の形成、山大農学部施設の民間利用による産学連携の促進、民間法人の市民農園開設による学習交流の推進を図る。

<主な事業>

- 山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校の拡充整備
- 慶應義塾大学先端生命科学研究so及び東北公益文科大学・大学院への支援
- 産学連携基盤施設の整備 等

3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

(1) 地域文化の振興

地域の豊かな自然環境と人々の暮らしの中で培われてきた文化財、能や歌舞伎、獅子踊り等の民俗芸能、まつりや伝統行事、生活文化などを保存継承するとともに、城下町としての町並みや各地域に残る歴史的たたずまいなどを保全活用します。

また、地域固有の歴史・文化等の資源に親しみ、学習や研究活動を促進する拠点づくりを進めるとともに、市民により幅広く高度な創作活動が展開されてきた伝統を生かしながら芸術文化活動を一層振興するための基盤を整えます。

これらの豊かな文化資源の集積を土台にして、市民の文化・芸術活動を更に高度な活動に発展させることにより、市民の豊かな感性を磨き、新たな文化を創造していきます。

<主な事業>

- 文化財、伝統芸能などの保存伝承
 - 歴史的建造物等の保存と活用
 - 文化活動の中核施設等の整備
 - 郷土資料・文化研究基盤の整備
- 等

(2) 自然環境の保全と活用

新市が有する豊かな自然環境を後世に継承するとともに、人々のやすらぎと憩いや学習のフィールドとして地域内外の人々の交流の拡大を目指し、これらの資源の新たな価値を見出し、かつ創造的に活用します。このため自然・農業体験や学習等、農山漁村でのグリーンツーリズムによる都市と農村住民との交流、あるいは滞在型の研究や創作活動、健康づくりなどを行う魅力ある拠点等の整備やソフトプログラムの開発を推進します。

また、森林、河川・湖沼、海岸などの美しい景観や豊かな自然等が持つ地域

資源としての価値、森林や農地などの多面的機能を保全するために、森林や農地の適正な維持管理や海岸・河川における護岸整備等の保全対策を進めます。さらに、自然環境の美化活動や愛護活動を促進するとともに、ボランティア・学習活動などを通じた参加・交流型の自然環境の保全活動を推進します。

朝日連峰については、多雪による独特な植生を持つ貴重な自然遺産として、世界遺産の登録に向けた取り組みなどにより、その価値の発信と自然の保全を推進します。

<主な事業>

- 自然環境の保全活動の推進
- 森林資源や海洋資源を活用した地域振興プロジェクトの推進
- 自然学習交流施設の整備事業 等

(3) 国際交流の推進

国際化社会の進展に対応した国際的視野を持った人材の育成と市民の国際理解を深めるため、姉妹都市等との都市交流により、文化・学術・スポーツ・産業など多岐にわたる市民相互の交流を図るとともに、交流事業や語学研修などの外国文化に触れる多様な機会の創出や市民の自主的な国際交流活動による草の根の国際交流を推進します。

また、国際化社会の進展に伴い外国人生活者や来訪者等が増加している状況に適切に対応するため、市内在住の外国人に対して、日常生活に必要な情報提供などの支援や地域住民との交流の機会を提供し、快適な生活が送れるよう努めます。また、ビジネスや学会又は観光に訪れる外国人のため、外国語表記による案内表示などインフォメーション機能の充実や通訳ボランティアの育成などを進め、国際都市としての基盤整備を進めます。

<主な事業>

- 姉妹都市、友好都市等との交流
- 草の根の国際交流の推進

4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

(1) 農林水産業の振興

農業の振興については、地域農業を支える強固な生産体制を確立するため、各地域の実情に応じた集団的営農体制の整備と担い手への農地利用集積を促進します。

地域の農業生産の基幹である水田農業は、農業者・農業者団体が中心となる推進体制の整備や水田畑地化への取り組みを促進するなどして生産調整に対応しながら需要に即した良質米の生産を推進します。

また、力強い自立的な農業経営を確立するため、だだちゃ豆・温海かぶ、アスパラなど地域特性に適合した畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などによる収益性の高い複合経営や特産品開発、農産加工、地産地消、直接販売などへの取り組みによる経営多角化と高付加価値化を促進するとともに、農業者・農業者団体等と山形大学農学部・県試験場など試験研究機関や企業との連携を強化し、新たな生産・加工・販売戦略に結びつく研究開発を推進します。

さらに、有機栽培・減農薬栽培の推進と農産物認証制度の充実や農業廃棄物の適正処理など環境保全型農業の普及を図るとともに、安全・安心農畜産物の供給や地産地消、食農教育などを通じて市民・消費者の農業に対する理解と信頼を高めます。

中山間地域の農業については、地域の特性を生かした農業の振興を図り、集落機能の維持と耕作放棄地の防止並びに農地の多面的機能を保全するために、集落営農等の強化により担い手の確保を図るとともに、特産品の開発などの地場産業を育成し、中山間地域の活性化を推進します。

林業については、意欲的な林業経営体への森林施業の集約や森林組合の組織強化を図ります。また、間伐、除伐等により森林整備を促進するとともに、木材生産者から利用者までのネットワークづくりを行い、身近な地域材の利用拡大を図ることにより、循環型社会の構築を推進します。加えて、菌茸類や果実

及び山菜など地域の特性に応じた特産林産物の生産を拡大するとともに、加工品の開発による高付加価値化を図ります。

水産業については、計画的な漁獲による水産資源の適正な保存管理に努めるとともに、アワビ、~~ヒラメ、タラシ、マエビ~~などに加え、新たな魚介類の栽培漁業化に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。また、漁業の担い手の育成に努めるほか、特産品の開発や遊漁・海洋レジャーなどの体験型観光漁業の定着を図るなど新たな事業展開により漁村地域の活性化を図ります。内水面漁業については、魚種の維持・保全に努めるほか、アユなどの資源の利活用策を展開します。

農林水産業の効率的で効果的な生産活動を支えるため、農畜産物の生産流通・加工施設や広域農道及び基幹的水利施設、林道作業道、漁港や魚礁といった基本的な生産基盤の整備に努めます。また、農林漁業後継者の育成・確保や新規参入者の受け入れ等に努めるとともに、~~地産地消などの観点から、~~農業協同組合・森林組合・漁業協同組合等の連携を高め、農林水産業の一層の振興を図ります。

<主な事業>

○集団的営農体制の整備と担い手の育成

- ・地域営農推進事業による集団的営農体制の確立
- ・農地の利用集積と団地化の促進による高生産性農業の確立
- ・法人化の推進による経営基盤の強化と後継者の確保

○中山間地域の特性を生かした農業の育成

- ・特定農山村総合支援事業による特産品の開発と販路拡大

○水田農業の再編

- ・市場重視・消費者重視の売れる米づくりの推進
- ・生産体制の整備、直播栽培の普及等による低コスト稲作の推進
- ・地域特性を活かした土地利用型作物の導入と生産性・品質の向上

○複合経営の推進と生産・流通体制の確立

- ・畑作、野菜、果樹、花き、畜産等収益性の高い地域特産物の振興
- ・観光との連携等による広域販売戦略及び地産地消による地元消費の拡大
- ・生産流通、加工施設の整備

○試験研究機関や企業との連携による新分野の開拓

- ・山形大学農学部、県試験場、企業等との連携強化による新技術の開発や加工品開発の推進
- ・新分野に取り組む起業者への支援

○環境保全型農業の推進

- ・有機、特別栽培、エコファーマー制度への取り組み支援と堆肥等有機性資源の循環利用の促進
- ・廃プラスチック等環境負荷軽減対策の促進
- ・トレーサビリティなど安全・安心農畜産物の供給推進

○林業後継者及び林業経営体の育成と森林組合の組織強化

○地域木材の利用拡大と公共施設等への積極的活用

○特用林産物の生産拡大と加工品開発の推進

○森林保全のための病虫害や鳥獣等食害の被害防止対策の推進

○水産資源の適正な保存管理と栽培漁業の推進

○漁業担い手の育成

○水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開

○内水面漁業の振興

○広域及び一般農道の整備

○林道・作業道など林業生産基盤の整備

○漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備 等

（２）商工業の振興

工業の振興については、地域経済を巡る環境や企業戦略の変化に対応した競争力のある企業の集積を促進し、多様で足腰の強い産業構造への転換を図ります。

このため、情報通信、精密加工関連産業など成長産業の誘致に努めるとともに、地元企業については、労働集約型から高い技術力や高付加価値製品の開発能力を持つ企画開発型企业への移行を促進します。

また、シルクやしな織をはじめとする伝統産業や食品加工業などについては、

これまで培われてきた独自の技術や地域資源を高度に生かし、多様化する消費者ニーズに対応した付加価値の高い産業として振興します。

さらに、慶應義塾大学先端生命科学研究所などにおける国際的な研究成果をもとに事業化するなど、バイオ関連企業を中心とした先端産業の集積を図ります。

これらの取り組みを推進するため、産学連携システム、起業化支援施設の整備など創業支援、人材の育成及び企業間・異業種間交流など意欲的な企業活動を支援する機能を拡充します。

商業の振興については、消費者ニーズの変化に対応した魅力的な個店を育成するとともに、地域で培われた商文化や卓越した技能などを継承しつつ、新たな文化を創造しうる場として特色ある商店街づくり、観光振興を強く意識した魅力ある商店街づくりを推進します。

また、市民生活や企業活動を支援するサービス産業を充実させるとともに、市民が主体となって地域の課題解決や活性化を担うことが期待されるコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

雇用対策については、新規学卒者・求職者への就業支援、技術者等の養成や職業能力開発、新たなニーズに対応したビジネスの育成などを進め、産業構造・就業構造の変化に対応した人材の育成と就業機会の創出を図ります。

<主な事業>

- 独自の技術・付加価値の高い製品等を持つ企画開発型企业に向けた取り組みへの支援拡充
- 農林水産物等の地域資源を活用した製品・技術開発の推進
- バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進
- 産学連携、人材育成、起業化等に資する機能拡充
- 消費者ニーズの変化等に対応した魅力ある店づくりや、商店街の活性化・高付加価値化に向けた取り組みへの支援拡充
- 企業活動・市民生活を支援するサービス機能やコミュニティビジネスの育成
- 企業の自立的な事業展開を促進する人材育成への支援拡充
- 就業構造の変化に対応した知識・能力形成への支援拡充 等

（３）観光の振興

観光の振興については、高速交通網を活用し、観光情報の発信に努めながら、多様な観光資源を連携させた広域観光ルートづくりを進めるなど積極的な観光誘客を推進します。

このため、観光ニーズやスタイルの変化に対応し、自然や歴史、文化、文学、食、「いやし」などの多様な地域資源を組み合わせた旅行テーマの設定や観光客を受け入れる「もてなしの心」の浸透などを通じて観光地としての魅力を高めていきます。

また、豊かな自然環境や農山漁村の文化など都市にはない地域資源に恵まれている特性を生かし、自然や農山漁村での生活体験などを楽しむグリーンツーリズム、フルーツ等を生かした観光果樹、米やだだちゃ豆、野菜等の農産物や海・川での漁や魚とりなど収穫体験、あるいはスキーやマリンスポーツ、バンジージャンプをはじめとするアウトドアレジャーなど、余暇空間としての魅力を活用した体験型観光を推進します。

温泉観光地については、地域の観光協会と連携し誘客促進策を推進するとともに、景観やまちの賑わいづくりに配慮した温泉街の魅力を高める施設の整備や朝市の実施などの取り組みを支援し、風情や情緒を心から実感できる観光地づくりを促進します。

世界に誇る歴史文化資源である出羽三山地区については、世界遺産の登録の可能性を追究しつつ、独特の文化や歴史的価値を広く発信するとともに、地域における観光誘客や国際観光振興の中核として観光機能の充実を図っていきます。

特色ある地場産品等については、地域の観光資源として活用するとともに、首都圏等のふるさと会をパイプ役とするなど大都市圏のニーズを捉え販路開拓を推進します。

<主な事業>

○広域観光ルートの整備

- ・二次交通バス、テーマバス等の運行

○地域資源を活用した観光誘客の展開

- ・ 鶴岡市観光連盟と各地区観光協会組織の連携
- ・ 伝統的なまつりや文化等の振興
- 体験型観光、グリーンツーリズムの推進
- 観光施設等の整備
- 温泉地の魅力を高める施設整備とソフトの構築
- 出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進
- 地場産品の販路開拓の推進 等

5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

(1) 良好なコミュニティの形成

少子高齢化に伴う人口の減少や高齢者世帯の増加により、地域コミュニティ機能の低下が懸念されていることから、住民一人一人が温かく支えあう地域コミュニティを維持・発展させるため、住民が日常のかつ主体的にコミュニティ活動を行うことができる環境づくりを積極的に推進します。このため、活動の母体となる住民自治組織については、その成り立ちや地域特性及び住民の意思を尊重しつつ、地域課題や住民ニーズに的確に対応できる自治組織となるよう重点的に支援するとともに、拠点となる施設については、コミュニティの活動が積極的に展開できるよう、地域の状況等を踏まえて、望ましい整備を図ります。

また、安全で安心できる日常生活を支えるため、集落・地区単位等の自主防災組織の育成強化を図ります。

<主な事業>

- コミュニティ活動の促進
- 住民自治組織の育成支援
- 地域コミュニティ施設等の整備充実
- 自主防災組織の育成強化 等

6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

(1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康で明るく活力に満ちた社会を目指して、第3次国民健康づくり運動の「健康日本21」行動計画に基づき、今日的な健康課題となっている生活習慣病予防事業を、保健・医療・福祉・運動・栄養等の関係機関の連携により重点的に推進し、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

併せて、従来から実施している人間ドックを含めた健康診査事業の一層の充実を図り、病気の早期発見・早期治療を促進します。

これからの健康づくり事業は、個人の健康状態に即した取り組みが求められることから、医師会をはじめ大学や研究機関と連携し、医科学的な保健指導システムを整備し、健康づくりサポーター等住民によるボランティア活動組織を育成し、総合的な健康づくり事業を推進します。

そして、住民誰もがより身近な場所で健康づくりについて相談したり、取り組めるように、健康づくりの中核的拠点施設を整備し、各地域とのネットワーク体制を構築します。

地域医療については、各医療機関と地区医師会、歯科医師会など関係機関との連携を強化し、機能の分担や施設・設備の共同利用などを推進し、適切な医療サービスを効果的かつ効率的に提供できる地域医療体制の整備と充実を図るとともに、荘内病院は地域の基幹病院として、高度・良質な医療と心のこもった患者サービスを提供しつつ地域医療水準の向上を図っていきます。

<主な事業>

- 生活習慣改善事業の推進
 - 健康づくり中核的拠点施設の整備
 - 健康づくりサポーター等支援組織の育成
 - 健康増進施設の整備
 - 地域医療の充実
- 等

（２）地域福祉の充実

少子高齢化、価値観の多様化が進む地域社会において、各種福祉サービスに対する住民ニーズも多様化、高度化、複雑化してきています。

このような状況の中で、市民だれもが、住み慣れた地域で自立した生活を送れる地域社会の創造を目指して、支えあい、共に生きる地域づくりのため、地域住民が等しく課題を共有する意識醸成を図りながら、行政のみならず、地域、社会福祉協議会、各種組織・団体、NPO、ボランティア等がネットワークをつくり、必要とするサービスを総合的に提供する地域システムを構築します。

また、おおむね中学校校区単位を基本に、高齢者、障害者、児童などの総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を整備し、保健・福祉・医療が連携した、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めます。

＜主な事業＞

- 新市地域福祉計画の策定
- 総合的な福祉支援機能の配置と拠点機能の整備 等

（３）高齢者福祉・障害者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たし、地域づくりの担い手として活躍できるよう、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを進めるとともに、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境を整備します。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域の中で安心して生活が営めるよう、在宅介護を基調としたサービス基盤の整備を進め、地域の在宅介護支援センターの機能強化を図るとともに、家族や地域による相互扶助活動と保健・福祉・医療のサービス提供機関が連携して高齢者を支える地域ケア体制を構築します。

障害者福祉については、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指し、障害者自身が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、暮らしを支えるサービスの充実やバリアフリーのまちづくりを進め、障害者スポーツや余暇

また、障害者が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を配置し、保健・福祉・医療が連携して、障害者のライフステージを通して一環して支援する地域生活支援体制を構築します。

- 高齢者地域ケア体制の構築
- 介護予防の推進
- 老人福祉施設の整備
- 障害者福祉施設の整備

急速な少子高齢化や核家族化等に伴い、子どもや子育てを取巻く環境が大きく変化する中で、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、保育施設を適正配置し、さらには民間が有する高度で専門的な能力を積極的に活かしながら、保育を必要とする全ての子どもが適切な保育サービスを受けられる環境づくりを推進します。

その一方で、子育ての悩みや不安の解消や児童虐待の発生防止のため、情報の提供や相談機能の充実を図り、行政、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場など社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を構築します。

- 次世代育成支援推進法に基づく新市行動計画の策定
- 多様なニーズに対応した保育サービスの提供

○子育て支援推進

・子育てに関する情報提供や相談機能の充実

○保育所等児童福祉施設の整備事業

○男女共同参画計画の策定 等

7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

(1) 防災、消防などの安全な地域づくり

市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。

災害発生時に地域に密着した活動を展開するため、消防団組織体制の整備、町内会・集落等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の育成、さらには消防・防災拠点施設の整備をはかり、総合的な地域の消防・防災体制を充実強化します。

年々増加する救急医療に対する要請に的確に対処するため、医療機関と救急隊の連携を医学的観点から強化しながら、救急救命士による高度な救命処置を提供するとともに、自治組織や自主防災組織等に対する応急手当の普及活動を推進します。

一方、全国的に犯罪発生件数が増加しているなか、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。

交通安全対策については、関係機関と市民が一体となって交通安全教育を推進し、快適で安全な交通環境の確保に努めます。

また、冬季間の安全を確保するため、幹線道路や生活道路について地域の実情にあった除雪体制を整備します。

<主な事業>

○新市地域防災計画の策定

- 防災行政無線システムの構築
- 消防施設・設備の充実
- 消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成
- 救急体制の充実
- 防犯及び交通安全運動の推進
- 除雪機械等の整備

等

(2) 循環型社会づくりの推進

地域特性を踏まえた環境基本計画を策定し、行政・住民・事業者の相互協力の下、環境問題に対し適切に対応しながら、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるとともに、地域の自然や農林業などの産業を生かした資源エネルギー対策の適切な推進やバイオマス利活用など新エネルギー導入推進に努めます。また、関係機関とともに、磐梯朝日国立公園、庄内海浜県立自然公園を代表とする地域の豊かな自然環境の保全に努め、自然との共生による持続的発展が可能な豊かで美しい潤いのある地域を目指します。

また、環境への負荷を低減するため、ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めるとともに農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。

<主な事業>

- 環境基本計画の策定
- ごみ減量・再資源化の推進
- 環境教育の充実
- 資源エネルギー対策の推進
- 国立公園や県立自然公園等の保全

等

8. 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

(1) 生涯学習の推進

昔から多くの人々が築いてきたこの地固有の文化は、人と人が支えあう地域社会を形成し、産業を発達させ、生活を豊かなものにしてきました。

今著しい社会の変貌の中で地域固有の文化を尊重しながらも、常に新しい社会へ対応する意欲と能力を培い、同時にこれを地域活性化の原動力とすることが求められます。

そのため、先人の知恵や知識に学び、研究や活動を展開する生涯学習のまちづくりを目指します。

特に、全市的な市民の学習活動と相互交流のもとに課題を克服する力を養う学習機会を設け、温かい地域コミュニティの中で自らの生活環境を整え、活発な地域活動や、産業・文化の振興につながる人づくりを進めます。

こうした学習活動を支えるため、各地域の公民館などでの生涯学習活動を支援するとともに、図書館や等社会教育施設等の拡充整備を進め、市民の学習活動の拠点づくりをします。

<主な事業>

- 多様で体系的な学習機会の提供
- 地域における学習活動の振興
- 情報通信技術を活用した学習基盤の整備
- 社会教育施設の整備充実
- 新しい図書館サービスのネットワーク整備推進 等

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇の増大や健康な生活への意識の高まりを背景に、多くの市民がスポーツに関心を寄せていることを踏まえ、総合型地域スポーツクラブを創設・育成して日常的なスポーツ活動の機会を提供するとともに、地域の特徴を生かした

VI

新市における 県事業の推進

1 山形県の役割

新市のまちづくりにおいては、魅力あるまちづくりの推進や地域社会・コミュニティに配慮したまちづくりの推進、市町村への権限委譲等の推進といった観点が重要となっています。

このため、山形県は、新市と連携しながら、県事業の推進に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、合併に伴う財政需要について、山形県は、一定の財政支援を行います。

2 新市における山形県事業

(1) 農山漁村の整備

農林漁業を振興するため、水利施設や圃場、農林道や漁港・漁場といった生産基盤の整備を進めます。また、魅力ある定住・交流空間としての農山漁村の生活環境の整備を進めます。

(2) 自然環境の保全・活用

良好な自然環境を保全するとともに、利用者の安全性の確保や適正利用の促進を図るため、計画的な自然公園の施設整備を進めます。

(3) 道路の整備

交流と生活を支える交通基盤の整備充実のため、県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備を進めます。

(4) 河川・砂防施設等の推進

自然災害から市土を保全し、社会資本や住民の生命、財産を守るため、環境や生態系に配慮しながら河川改修事業や砂防事業、急傾斜地崩壊・地すべり対策事業等を進めます。

(5) 県立病院の整備

施設の老朽化や医療を取り巻く社会環境の変化に対応するため、県立鶴岡病院の整備について検討を進めます。

VII

公共施設の 適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

VIII

財政計画

財政計画

	基準年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方税	14,645	14,604	14,580	14,556	14,533
地方交付税	21,897	21,350	20,979	20,663	20,265
地方譲与税等	3,158	3,408	3,408	3,408	3,408
国・県支出金	7,291	8,016	8,100	7,529	7,615
地方債	8,830	12,600	8,800	8,800	8,800
繰入金 (県交付金分)			50	150	100
繰入金 (財源調整分)	1,501	579	288	599	1,031
繰越金	1,943				
その他	4,754	4,754	4,754	4,754	4,754
歳入合計	64,019	65,311	60,959	60,459	60,506
人件費	12,285	11,568	11,521	11,273	11,034
扶助費	6,006	6,343	6,468	6,595	6,725
公債費	9,023	8,778	8,819	8,944	9,159
投資的経費	9,046	8,000	8,000	8,000	8,000
補助費等	8,085	7,908	7,839	7,808	7,845
物件費	7,978	7,922	7,749	7,379	7,211
積立金	791	4,175	175		
その他行政費	10,478	10,617	10,388	10,460	10,532
歳出合計	63,692	65,311	60,959	60,459	60,506

歳入歳出差引額	327				
---------	-----	--	--	--	--

基金現在高	6,789	3,096	2,933	2,184	1,053
-------	-------	-------	-------	-------	-------

地方債現在高	81,454	88,938	90,826	92,589	94,129
--------	--------	--------	--------	--------	--------

(単位:百万円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14,509	14,485	14,461	14,438	14,414	14,390
20,291	19,794	19,695	19,602	19,512	19,426
3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408
7,703	7,749	7,795	7,841	7,887	7,933
8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
50					
521	386				
			188	279	415
4,754	4,754	4,754	4,754	4,754	4,754
60,036	59,376	58,913	59,031	59,054	59,126
10,689	10,371	10,108	9,877	9,550	9,175
6,858	6,926	6,994	7,063	7,133	7,203
9,160	9,026	8,780	8,873	8,951	9,081
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
7,678	7,490	7,178	7,078	6,996	6,908
7,046	6,884	6,724	6,566	6,411	6,258
			188	279	415
10,605	10,679	10,753	10,828	10,904	10,981
60,036	59,376	58,537	58,473	58,224	58,021

		376	558	830	1,105
--	--	-----	-----	-----	-------

482	96	96	284	563	978
-----	----	----	-----	-----	-----

95,661	97,331	99,264	101,137	102,968	104,706
--------	--------	--------	---------	---------	---------

I 財政計画の説明

1. 基本的な考え方

本計画は、合併後 10 年間の財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される合併に伴う財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。

2. 計画作成の期間等

(1) 期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 カ年とします。

(2) 会計

- ① 本計画は、普通会計で作成します。なお、鶴岡地区消防事務組合会計、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合会計の取扱いについては、現在の計上（補助費等）の方法で行うこととします。

普通会計……地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や病院事業などの公営企業会計、国民健康保険等の特別会計を除いた会計を一つの会計としてまとめたものです。

- ② 本計画は、歳入・歳出それぞれ各科目に現況及びこれまでの実績、人口推計等をもとに算出し、合併前の庄内南部 7 市町村の普通会計ベースで作成します。また、建設計画に掲載する主要な事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、国の財政支援措置等を勘案しながら作成します。

(3) 費目ごとの基準額の設定

7 市町村の平成 11 年度から平成 14 年度決算額並びに平成 15 年度の決算見込額の動向をもとに、特殊要因を加味して「新市」の基準額とします。

(4) 合併効果の算定

合併効果を合併後の各年度に（平成 17 年度から平成 26 年度、合併 10 年度目まで）算定します。

合併効果には、

- ①職員・議員等の人件費削減効果
- ②合併に伴う国・県の財政支援措置
- ③行政水準の一元化による効果 などがあります。

II 歳入・歳出の算出の考え方

1. 歳入

① 地方税

市民税（個人分）は、人口の推計値をもとに計上。

法人税、固定資産税、目的税、その他の税は、基準年度と同額で計上。

② 地方交付税

普通交付税については、7市町村の平成15年度交付額、また国の地方財政計画を踏まえた平成16年度普通交付税の見通しを勘案し、合併に伴う支援措置分や特例債の交付税措置分を除き、総額が抑制される見込として計上。

合併初年度から5年度目まで合併臨時措置（合併補正）分として19.7億円を計上。

特別交付税については、過去の実績から普通交付税と同様に計上。また、合併初年度から3年度目まで市町村合併に対する新たな特別交付税措置分として7.7億円を計上。

③ 地方譲与税等

地方譲与税は、所得譲与税についてもその見込額を計上。

利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金は、基準年度と同額で計上。

④ 国・県支出金

国・県支出金は、過去3カ年の平均額を基準として特殊要因分（生活保護費等）を加味するとともに扶助費の伸び分の3分の2程度を計上。

国庫支出金については、合併市町村補助金3カ年度分9.6億円を計上。

県支出金については、平成17年度と平成18年度にまちづくり交付金として合計3.5億円を計上。

⑤ 地方債

新市の普通建設事業に係る新規発行債は、各年度58億円を計上。

合併特例債の基金造成分として、平成17年度に38億円を計上。

臨時財政対策債分は、平成16年度見込額と同額の30億円を各年度に計上。

⑥ 繰入金

基金からの繰入額を計上。

⑦ 繰越金

前年度の歳入歳出差引額を計上。

⑧ その他

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、基準年度と同額で計上。

2. 歳 出

① 人件費

一般職員については、10年後の想定人口数に対応した類似団体職員数を目標とする定員の削減を見込み計上。

議員については、定数特例（41人）を採用し、その後定数34人とする設定して計上。

農業委員（選挙委員）については、定数40人とする設定して計上。

② 扶助費

基準年度に特殊要因分（生活保護費等）を加味した上で、近年の実績等から前期5か年は対前年度比2.0%増程度で推移するものとし、以降の期間も若干の増加傾向を見込み計上。

③ 公債費

既存発行債償還分＋新規発行債償還分＋合併特例債償還分を計上。

④ 普通建設事業費

新市の普通建設事業費として、近年の実績等を勘案し、800億円を10年間均等（各年度80億円）で事業実施すると設定して枠計上。

⑤ 補助費等

増減要因が大きい経費（現消防事務組合、衛生処理組合、食肉流通センター分担金）についてはその見込額を、その他の経費については一定程度減少するとして計上。

⑥ 物件費

近年の削減傾向を継続的な削減率として見込み、さらに合併による効果として10年間は削減率を上乗せして見込み計上。また、合併に伴う臨時的経費として、平成17年度と平成18年度に各2億円を計上。

⑦ 積立金

合併市町村振興のための基金積立てとして上限額40億円を平成17年度に計上。

県まちづくり交付金（基金造成）の積立てとして平成17年度と平成18年度に合計3.5億円を計上。

⑧ その他の行政経費

繰出金については、近年の増加傾向を加味し、引き続き一定程度増加するものとして計上。

維持補修費、投資及び出資金については、一部特殊要因を加味して、その他については、基準年度と同額として計上。

III 合併市町村に対する主な財政支援の概要

区 分			対 象	措 置 内 容
国	合併特例債	まちづくり建設事業	市町村建設計画に基づく 1 合併市町村の一体性の速やかな確立のための整備事業 (例：道路、橋梁整備事業等) 2 均衡ある発展のための公共的施設の整備事業 (例：福祉施設のない地区の施設整備等) 3 公共施設の統合整備事業 (例：類似施設の統合整備)	合併後人口・増加人口・合併関係市町村数等により算出された額 ○充当率 95% ○交付税措置 70% ○期間 10年を限度 ※標準全体事業費 526億円 うち特例債 499.7億円
		振興基金造成	市町村建設計画に基づく 1 旧市町村単位の振興 (例：コミュニティ活動助成等) 2 住民の一体感の醸成 (例：イベント開催、コミュニティ活動への助成等)	合併後人口・増加人口・合併関係市町村数等により算出された額 ○充当率 95% ○交付税措置 70% ○期間 10年を限度 ※造成限度額 40億円 うち特例債 38億円
	合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置		1 行政の一体化に要する経費 (例：基本構想等の策定・改訂、ネットワークの整備等) 2 行政水準、住民負担水準の格差是正等 (例：住民サービス水準の調整等)	合併後市町村人口、合併関係市町村数等により算出された額 (5年間均等に措置) ※措置額 19.7億円
	合併市町村に対する包括的な特別交付税措置		1 新しいまちづくり 2 公共料金の格差是正 3 公債費負担格差是正 4 土地開発公社の経営健全化	特別交付税による包括的財政措置 合併増加人口等により算出された額を一定割合で3年間措置 ※措置額 7.7億円
	合併市町村補助金		市町村計画に位置づけられたもので、かつ、合併により付加的に必要なとなる事業。 (例：電算システムの変更、庁舎の改修、公共施設のネットワーク化等)	人口規模により算出し、合併関係市町村ごとの合算額 (3か年補助) ※補助額 9.6億円
	普通交付税の算定の特例		合併後の市町村に交付すべき普通交付税について、合併関係市町村が個々に存続したと仮定して算定した普通交付税額を10年間保障。その後5年間で激変緩和。	
県	ゆとり都山形未来まちづくり交付金 (基金造成)		コミュニティに配慮した合併市町村に対する交付金	合併関係市町村×5千万円 ※交付額 3.5億円